

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

久米南町長 片山 篤

市町村名 (市町村コード)	久米南町 (663)
地域名 (地域内農業集落名)	山ノ城地区 (山ノ城)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年5月14日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農業従事者の担い手不足、農業従事者の高齢化及び後継者の不足、又、新しい担い手の確保が困難。
各担い手が利用する農地が点在し集約化が困難。
少人数の為、ため池の管理、水路の保全が困難。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稲は地域の景観を守っていくため、できる範囲で効率化して栽培を継続する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	14.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	14.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域計画の目標地図に載せた農用地等を農業上の利用が行われる区域とする。
保全・管理等が行われる区域については、具体的な取組が計画された場合に設定していく。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
定期的に開催する集落の役員会で、各役員の担当地区の農地や農業従事者の状況、空き家や移住希望者、新規就農者の状況情報共有し、農地の効率的利用をすすめる。
(2)農地中間管理機構の活用方針
耕作者が不確定な農地の所有者の貸付や売買の意向や、農地の受け手が決まれば、地区の農業委員や町、農地中間管理機構と連携して担い手への集約化をすすめる。
(3)基盤整備事業への取組方針
中山間集落協定や水利組合、住民会が連携して年間計画を立てて集落全員参加の共同作業で、農道や水路等の農業基盤を維持していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
専業農家にとらわれず、多様な農業のスタイルを容認し、楽しい農村生活ができるよう配慮する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業生産の効率化と新規就農しやすい体制を維持する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣害対策

中山間集落協定で設置している鳥獣害防止施設の維持と管理を行う。